

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

- 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課） 1
- 北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……（議会事務局政策調査課） 1

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を次のように改める。

13 平成22年11月1日から同月30日までの間に限り、附則第10項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは、「100分の65」とする。

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員

の数に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「106人」を「104人」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 公職選挙法第271条第2項の規定により、留萌市の区域及び紋別市の区域をもってそれぞれ一選挙区とする。

別表中「 | 渡島総合振興局所管区域 | 3人

」を「 | 渡島総合振興局所管区域 |

2人 | 」に、「 | オホーツク総合振興局所管区域

| 3人 | 」を「 | オホーツク総合振興局所管区域

| 2人 | 」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。